

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（決定の公表）

第八条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに、その交付を受ける者の氏名又は名称及び住所、交付する補助金等の額その他政令で定める事項を公表しなければならない。ただし、その交付する額が一億円未満である補助金等、法律上その支出が国の義務に属する補助金等その他政令で定める補助金等については、この限りでない。

第九条第一項中「前条」を「第八条」に、「附された」を「付された」に改める。

第十条第四項中「第八条」の下に「及び第八条の二本文」を、「場合」の下に「（同条本文の規定にあつては、同条の規定により公表した事項に変更を生じた場合に限る。）」を加える。

第二章中第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 各省各庁の長は、公共事業に係る補助金等の交付の決定をした後において、補助事業者等の申出により、当該補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと認めるときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2 第八条、第八条の二本文及び前条第三項の規定は、前項の規定による取消をした場合（第八条の二本文の規定にあつては、同条の規定により公表した事項に変更を生じた場合に限る。）について準用する。

附 則

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

理由

補助金等に係る予算の執行の適正を確保するため、補助金等の交付決定等の公表及び補助事業者等の申出による補助金等の交付決定の見直しの制度について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。